

第72号（令和3年6月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 5
- △ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局精神保健福祉課】 7
- △ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局健康安全課】 8
- △ 横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局経理経営課】 9

【告示】

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 11
- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 12
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 13
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 14
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 15
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 18
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 20
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 21
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 23
- △ 同 24  

【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 25
- △ 「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」売払代金収納事務の委託【健康福祉局高齢健康福祉課】 26
- △ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【健康福祉局動物愛護センター】 27
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 33
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 35
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 36
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 37

△ 市道路線の廃止【道路局路政課】	38
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	40
△ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】	41
△ 国道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	42
△ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	43
△ 県道区域の変更【道路局路政課】	44
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	45
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	56
△ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	59
<b>【公告】</b>	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】	60
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	61
△ 同【経済局商業振興課】	62
△ 同【経済局商業振興課】	64
△ 同【経済局商業振興課】	66
△ 環境影響評価準備書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	68
△ 環境影響評価方法書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	69
△ 審査書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	70
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	71
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	72
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】	73
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	74
△ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	75
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	76
△ 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の都市計画案の縦覧【建築局都市計画課】	77
△ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	78
△ 横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	79
△ 横浜国際港都建設道路事業の施行【建築局都市計画課】	80
△ 横浜国際港都建設計画火葬場の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	81
△ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	82
△ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	83
△ 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書の縦覧及び準備書説明会の開催【建築局都市計画課】	84
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	88
△ 同【建築局調整区域課】	89
△ 同【建築局調整区域課】	90
△ 同【建築局調整区域課】	91
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	92
△ 同【建築局調整区域課】	93
△ 同【建築局調整区域課】	94
△ 同【建築局調整区域課】	95
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	96
△ 同【建築局建築指導課】	97

△	同	【建築局建築指導課】	98
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	99
△	同	【建築局建築指導課】	100
△	道路法に基づく物件の除却	【神奈川区神奈川土木事務所】	101
【達】			
△	横浜市請負工事検査事務取扱規程の一部改正	【財政局契約第一課】	102
△	横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程の一部改正	【財政局契約第二課】	103
△	横浜市委託工事検査事務等取扱の特例を定める規程の一部改正	【財政局契約第二課】	104
【区告示】			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【金沢区地域振興課】	105
△	同	【泉区地域振興課】	106
△	同	【鶴見区地域振興課】	107
△	同	【南区地域振興課】	108
△	同	【南区地域振興課】	109
△	同	【神奈川区地域振興課】	110
△	同	【神奈川区地域振興課】	111
△	同	【神奈川区地域振興課】	112
△	同	【磯子区地域振興課】	113
△	同	【磯子区地域振興課】	114
△	同	【磯子区地域振興課】	115
△	同	【磯子区地域振興課】	116
△	同	【磯子区地域振興課】	117
△	同	【磯子区地域振興課】	118
△	同	【磯子区地域振興課】	119
△	同	【磯子区地域振興課】	120
△	同	【磯子区地域振興課】	121
△	同	【磯子区地域振興課】	122
△	同	【磯子区地域振興課】	123
△	同	【栄区地域振興課】	124
△	同	【栄区地域振興課】	125
△	同	【栄区地域振興課】	126
△	同	【栄区地域振興課】	127
△	同	【栄区地域振興課】	128
△	同	【栄区地域振興課】	129
【区公告】			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【神奈川区総務課】	130
△	同	【神奈川区総務課】	131
△	同	【金沢区総務課】	132
△	国民健康保険被保険者証の更新	【鶴見区保険年金課】	133
△	同	【神奈川区保険年金課】	134
△	同	【西区保険年金課】	135
△	同	【中区保険年金課】	136
△	同	【南区保険年金課】	137
△	同	【港南区保険年金課】	138
△	同	【保土ヶ谷区保険年金課】	139
△	同	【旭区保険年金課】	140

△	同	【磯子区保険年金課】	141
△	同	【金沢区保険年金課】	142
△	同	【港北区保険年金課】	143
△	同	【緑区保険年金課】	144
△	同	【青葉区保険年金課】	145
△	同	【都筑区保険年金課】	146
△	同	【戸塚区保険年金課】	147
△	地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定【栄区地域振興課】		148
△	国民健康保険被保険者証の更新【栄区保険年金課】		149
△	同	【泉区保険年金課】	150
△	同	【瀬谷区保険年金課】	151
△	横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の指定【瀬谷区地域振興課】		152
	<b>[区選挙管理委員会]</b>		
△	投票区の設置の一部改正【港北区】		153
	<b>[正誤]</b>		
			155

## 規則

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第42号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

付則第1号様式裏面及び付則第2号様式裏面中「注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。」を削る。

付則第3号様式中「ときは」の次に「、その窓口で電子的確認を受けるか」を加える。

第3号様式裏面及び第3号様式の2裏面中「注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。」を削る。

第5号様式裏面中

「2 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証明書を経口に提出してください。」

3 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証を交付しますので、区役所に申し出てください。」

を  
「2 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証を交付しますので、区役所に申し出てください。」

に、「4 次」を「3 次」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に改める。

第8号様式裏面中「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

第15号様式裏面中「費用として」を「費用について、」に、「被保険者証とともに必ずこの証を窓口で提出し」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡し」に改める。

第15号様式の2裏面中「受ける」を「受けようとする」に、「被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で提示し」を「その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡し」に改める。

第15号様式の4裏面中「療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で提示し」を「保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、こ

の証を渡し」に改める。

第21号様式中「ときは」の次に「、その窓口で電子的確認を受けるか」を加える。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経 過 措 置 )

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「旧規則」という。）付則第1号様式による国民健康保険退職被保険者証、付則第2号様式による国民健康保険退職被保険者証（被扶養者）、付則第3号様式による国民健康保険退職被保険者等受療証、第3号様式による国民健康保険被保険者証、第3号様式の2による国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、第5号様式による国民健康保険被保険者資格証明書、第8号様式による国民健康保険食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証、第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び第21号様式による国民健康保険被保険者受療証は、当該被保険者証、受給者証、資格証明書及び認定証に記載された有効期限並びに当該受療証に記載された有効期間を経過するまでの間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証とみなす。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第43号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年3月横浜市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第3号を削る。

第21号様式第2面中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中、第21号様式第2面の改正規定は公布の日から、第10条第4項第3号を削る改正規定は令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第10条第4項の規定は、令和3年7月1日以後の入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院をいう。以下この項において同じ。）に要する費用の徴収について適用し、同日前の入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第44号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年3月横浜市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）又は同法第46条の規定による入院をいう。以下同じ。）に係る自己負担月額の算出について適用し、同日前の入院に係る自己負担月額の算出については、なお従前の例による。



横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第45号

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項に後段として次のように加える。

この場合における市長が定める定例日が隔月であるときの当該排出量は、当該定例日の属する月分及びその前月分の排出量として各月均等とみなし、当該みなした排出量に1立方メートル未満の端数があるときは一方の月の端数を他方の月に加算するものとする。

第28条第2項中「横浜市水道条例第31条第1項の規定の例」を「それぞれ次に定めるところ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 使用期間が1月未満の場合

ア 当該使用期間における使用日数が15日以内で、かつ、当該使用期間における排出量が1月の最低排出量（条例別表第1又は別表第2において基本額が適用される排出量の上限の量をいう。以下この項において同じ。）の2分の1を超えないときの条例第18条第1項又は第3項の下水道使用料は、使用期間を1月とみなし、それぞれ同条第1項又は第3項の規定により計算する。この場合において、基本額は、条例別表第1又は別表第2に掲げる基本額の2分の1の額とする。

イ 当該使用期間における使用日数が16日以上30日以内であるとき又は当該使用期間における排出量が1月の最低排出量の2分の1を超えるときの条例第18条第1項又は第3項の下水道使用料は、使用期間を1月とみなし、それぞれ同条第1項又は第3項の規定により計算する。

ウ 条例第18条第2項に規定する下水道使用料は、使用期間を1月とみなし、同項の規定により計算する。

(2) 使用期間が1月以上2月未満の場合

ア 当該使用期間における使用日数が31日以上45日以内で、かつ、当該使用期間における排出量が1月の最低排出量の2分の3を超えないときの条例第18条第1項又は第3項の下水道使用料は、使用期間を2月とみなし、それぞれ同条第1項又は第3項の規定により計算する。この場合において、2月のうち1月分の基本額は、条例別表第1又は別表第2に掲げる基本額の2分の1の額とする。

イ 当該使用期間における使用日数が46日以上60日以内であるとき又は当該使用期間における排出量が1月の最低排出量の2分の3を超えるときの条例第18条第1項又は第3項の下水道使用料は、使用期間を2月とみなし、それぞれ同条第1項又は第3項の規定により計算する。

ウ 条例第18条第2項に規定する下水道使用料は、使用期間を2月とみなし、同項の規定により計算する。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項第2号の規定により使用期間を2月とみなす場合における市長が認定する排出量は、各月均等とみなし、当該みなした排出量に1立方メートル未満の端数があるときは一方の月の端数を他方の月に加算するものとする。

第32条第1項の表中「、消防署長」を「、市長」に、「り災証明書」を「罹災証明書」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特にその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第32条第1項の表の改正規定及び同条第3項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市下水道条例施行規則第28条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る下水道使用料について適用し、施行日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る下水道使用料であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

横 浜 市 告 示 第 396 号

公 印 の 改 刻 及 び 廃 止

次 の と お り 公 印 を 改 刻 し 、 及 び 廃 止 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 改 刻

公 印 の 名 称	使用開始 年 月 日	印 影
横浜市長印（保土ヶ谷区住民基本台帳事務専用）	令和3年 7月21日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)
横浜市区長印（保土ヶ谷区住民基本台帳事務及び中長期在留者住居地届出等事務専用）	令和3年 7月21日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)

2 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横浜市長印（保土ヶ谷区住民基本台帳事務専用）	令和3年 7月21日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)
横浜市区長印（保土ヶ谷区住民基本台帳事務及び中長期在留者住居地届出等事務専用）	令和3年 7月21日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)

## 横 浜 市 告 示 第 397 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 する 条 例 ( 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ) 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 する 条 例 ( 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ) 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ) 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ) 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ) 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ) 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ) 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ) に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 398 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の  
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区  
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の  
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 3 年 6 月 7 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ス ペ シ ャ ル オ リ ン ピ ッ ク ス 日 本 ・ 神 奈 川	中 区 常 盤 町 1 丁 目 7 番 地	令 和 3 年 1 月 1 日 か ら 令 和 8 年 4 月 15 日 ま で

横浜市告示第 399 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和3年4月1日
事業開始年月日	令和3年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	ララランド横浜伊勢佐木
設置者	株式会社 L a L a L a n d
代表者	代表取締役 クレイカー 芙美
施設長	長 山 昌 美
規模（延床面積）	511.95 m <sup>2</sup>
定員	69人
所在地	中区伊勢佐木町7丁目155番地の8、156番地の2及び156番地の4

## 横 浜 市 告 示 第 400 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ニチイキッズさくら本郷台保育園
設 置 者	株 式 会 社 ニチイ学館
代 表 者	代 表 取 締 役 森 信 介
施 設 長	有 田 幸 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	450.13 m <sup>2</sup>
定 員	69 人
所 在 地	栄区小菅ケ谷一丁目5番4号

横浜市告示第 401 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定を更新した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

指定更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年1月1日	松澤内科・糖尿病クリニック	鶴見区東寺尾四丁目16番19号	病院又は診療所



横 浜 市 告 示 第 402 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和3年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年6月1日	クリエイト薬局 羽沢横浜国大駅前店	神奈川区羽沢南二丁目44番5号	薬局
同	上永谷調剤薬局	港南区上永谷二丁目22番29号	同
同	ハックドラッグ 杉田3丁目薬局	磯子区杉田三丁目7番12号	同
同	ウイン調剤薬局 日吉5丁目店	港北区日吉五丁目15番45号	同
同	クリエイト薬局 緑さつきが丘店	緑区西八朔町356番地の3	同
同	平安薬局戸塚駅前店	戸塚区矢部町14番地の2	同
同	ウエルシア薬局 瀬谷本郷店	瀬谷区本郷四丁目33番地の1	同
同	ひと花訪問看護師 リハビリステーション	旭区柏町126番地の2	訪問看護

横浜市告示第 403 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年6月1日	あやめ薬局	都筑区川和町 1,236 番地の1	薬局
令和3年7月1日	ハーモニー薬局 いけべ	都筑区池辺町 2,443 番地の1	同

横浜市告示第 404 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 4月1日	(新)ひまわり薬局伊勢佐木店	中区伊勢佐木町5丁目125番地	薬局
	(旧)ひまわり薬局		
令和3年 5月1日	(新)わかばアイ調剤薬局	港南区港南台四丁目16番14号	同
	(旧)アイ調剤薬局		
同	(新)あおば薬局北山田店	都筑区北山田三丁目17番18号	同
	(旧)すばる中央薬局港北店		
令和3年 5月17日	ソフィア訪問看護ステーション日吉	(新)港北区日吉一丁目4番27号	訪問看護
		(旧)港北区日吉一丁目4番1号	

横 浜 市 告 示 第 405 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 4月18日	あけぼの薬局瀬谷店	瀬谷区南台二丁目8番地の6	薬局

横浜市告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年4月1日	医療法人健人会 鶴見中央クリニック	鶴見区鶴見中央三丁目1番27号	病院又は診療
同	医療法人社団陽友会 ゆう在宅クリニック	保土ヶ谷区今井町827番地の3	同
令和3年5月1日	医療法人社団衆和會 さなだ医院	鶴見区鶴見中央四丁目2番3号	病院又は診療
同	コーウェルクリニック 横浜	神奈川区鶴屋町3丁目35番地の9	同
同	あさかぜクリニック	港北区新横浜二丁目12番地の20	同
同	なぎクリニック	戸塚区川上町88番地の1	同
同	あずさメンタルクリニック	港南区野庭町610番地の2	同
同	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター	旭区中尾二丁目3番2号	同
同	中山メンタルクリニック	緑区中山一丁目22番1号	同
同	花と緑のこころのクリニック	青葉区新石川二丁目4番地の16	同
同	医療法人社団山本記念会 すみれが丘そよかぜクリニック	都筑区すみれが丘13番地の3	同
同	株式会社平安堂薬局 戸部店	西区戸部町7丁目225番地	薬局
同	いちご薬局 天王町店	保土ヶ谷区宮田町1丁目5番地の10	同
同	上菅田薬局	保土ヶ谷区上菅田951番地の41	同
同	日吉グリーン薬局	港北区日吉本町一丁目	同

		目 3 番 16 号	
同	フィットケアデポ 岸根店薬局	港北区新横浜一丁目 1番地の1	同
同	薬局たんぽぽ	旭区中希望が丘100 番地の4	同
同	イムノファーマシ 一分店	鶴見区市場富士見町 11番17号	同
同	浅川薬局	鶴見区仲通1丁目58 番地の8	同
同	なの花薬局横浜本 郷町店	中区本郷町2丁目45 番地の3	同
同	ハックドラック杉 田調剤薬局	磯子区杉田一丁目14 番9号	同
同	調剤薬局ツルハド ラッグ岸根公園店	港北区篠原町 1,113 番地の6	同
同	ウグイス薬局	港北区新羽町 2,079 番地	同
同	薬樹薬局 上白根 2号店	旭区上白根二丁目66 番25号	同
同	クリエイト薬局 霧が丘店	緑区霧が丘五丁目1 番地の14	同
同	調剤薬局ツルハド ラッグ中山店	緑区台村町 350 番地	同
同	クリエイト薬局新 鴨志田店	青葉区鴨志田町 504 番地の8	同
同	EBS薬局たまプ ラーザ店	青葉区美しが丘二丁 目18番地の15	同
同	ビオラ薬局	都筑区すみれが丘13 番地の6	同
同	ハーモニー薬局い けべ	都筑区池辺町 2,443 番地の1	同
同	アイビー訪問看護 ステーション	中区本牧間門33番1 号	訪看

横浜市告示第 407 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 5月1日	医療法人社団陽友 会 ゆう在宅クリ ニック	(新)保土ヶ谷区今井 町 827 番地の 3	病院及び診療 所
		(旧)保土ヶ谷区今井 町 919 番地の 12	

横浜市告示第 408 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 4月1日	うしおだ在宅クリ ニック	(新) 鶴見区矢向一丁目5番29号	病院及び診療所
		(旧) 鶴見区矢向一丁目5番26号	
令和3年 5月6日	しんわ薬局子安店	(新) 神奈川区七島町127番地	薬局
		(旧) 神奈川区七島町128番地	
令和3年 5月1日	(新) わかばアイ調剤薬局	港南区港南台四丁目16番14号	同
	(旧) アイ調剤薬局		
令和3年 4月27日	元気訪問看護リハ ステーション	(新) 緑区中山一丁目5番12号	訪問看護
		(旧) 緑区中山四丁目31番23号	



横浜市告示第 409 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年3月31日	薬局わかば笠間	栄区笠間四丁目10番3号	薬局
令和3年4月7日	薬樹薬局 三ツ沢2号店	神奈川区三ツ沢西町4番13号	同
令和3年5月5日	しんわ薬局大口店	神奈川区七島町12番地	同

横浜市告示第 410 号

「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和3年6月21日から令和4年3月31日まで

横浜市告示第 411 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料  
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益社団法人横浜 市獣医師会 会長 太田雄一郎	磯子区西町14番地の 3	令和3年4月1日 から令和4年3月 31日まで
株式会社 F O R 代表取締役 細川範子	東京都八王子市みな み野1丁目7番3- 1階	同
有限会社 Sunset Hills Animal Clinic 代表取締役 渡辺英一郎	都筑区見花山2番地 の5	同
有限会社野田動物 病院 代表取締役 野田弘美	港北区小机町451番 地の1	同
公益財団法人神奈 川県動物愛護協会 代表理事 山田佐代子	港北区篠原台町6番 41号	同
ディーシー動物病 院有限会社 代表取締役 関本真澄	鶴見区東寺尾六丁目 5番26号	同
アン・ベット・ク リニック 院長 三浦あかね	神奈川区三ツ沢中町 5番1-1階	同
新横浜動物病院 院長 石坂大典	神奈川区三枚町104 番地の1-1階	同
ティアラペットク リニック 院長 市川格	中区麦田町1丁目2 番地	同
有限会社長者町動 物病院 取締役	中区翁町2丁目9番 地の4	同

鈴木 尊		
有限会社 かりん 代表取締役 町田 都奈美	港南区大久保一丁目 4番2号	同
有限会社 松本動物 病院 代表取締役 松本 敏男	保土ヶ谷区権太坂三 丁目7番7号	同
レモン動物病院 院長 半澤 由美子	旭区市沢町 336番地	同
株式会社 ウェル動 物病院 代表取締役 松本 直己	港北区高田東三丁目 10番6号	同
かんの動物病院 院長 菅野 敦雄	港北区日吉本町四丁 目11番5号	同
ブラン動物病院 院長 白井 善朗	港北区綱島東二丁目 13番21号	同
秋元犬猫病院 開設者 秋元 弘枝	緑区北八朔町 1,639 番地の3	同
有限会社 アライ動 物病院 代表取締役 荒井 和子	緑区中山三丁目10番 28号	同
あざみ野ペットク リニック 院長 川嶋 光平	青葉区あざみ野南二 丁目11番地の18	同
サスケ動物病院 院長 太田 敬子	青葉区荏子田二丁目 1番地の6-1階	同
やまな動物病院 院長 山名 宏之	青葉区市ヶ尾町 1,05 2番地の1-1階	同
イソップ動物病院 院長 船田 茂	都筑区すみれが丘 20 番地の10	同
株式会社 ソルナ動 物病院 代表取締役 朝原 大輔	都筑区茅ヶ崎中央 25 番8号	同
株式会 社 ふれあい の丘動物病院 代表取締役	都筑区葛が谷 15番 22 号	同

井戸裕		
プレマ動物ナチュ ラルクリニク 院長 羽尾健一	都筑区中川中央一丁 目5番9-101号	同
株式会社Anim alTherape yHouses 代表取締役 山本りつこ	都筑区茅ヶ崎中央28 番8号	同
有限会社さいとう 動物病院 代表取締役 齋藤明徳	都筑区北山田四丁目 8番20-A-1号	同
有限会社シーエム エス 代表取締役 上田喜宣	都筑区茅ヶ崎中央2 番1-1,001号	同
有限会社コンフォ ート 取締役 玉置健一郎	栄区小山台一丁目21 番25号	同
合同会社ヨシト 代表社員 田中仁人	栄区小菅ヶ谷3丁目 31番22号	同
株式会社たかまる どうぶつ病院 代表取締役 市川崇	瀬谷区瀬谷二丁目47 番地の3	同
たんぼぼ動物病院 院長 千原恒生	瀬谷区三ツ境111番 地の6-1階	同
株式会社トウキョ ウ・ワンク 代表取締役 堀川勝志	東京都杉並区高円寺 南2丁目41番7号- 101号	同
株式会社JPR 代表取締役社長 生田目康道	東京都町田市中町1 丁目16番3号	同
たけだペットクリ ニク 院長 竹田洋	旭区笹野台一丁目28 番13号	同
ゆたか動物病院合 同会社 代表社員 磯野優	栄区上之町1番6号	同
有限会社はた動物	港南区芹が谷一丁目	同

病院 代表取締役 畠中健	12番8号	
株式会社ユアペテ 代表取締役社長 金澤伸幸	東京都国分寺市本町 4丁目12番1号	同
合同会社さかい犬 猫クニック 代表社員 酒井洋	青葉区たちばな台一 丁目14番地の25	同
有限会社西田ペック 取締役 西田耕一郎	泉区新橋町 1,382番 地の1-1階	同
有限会社エフビー ションコーポレーシ ョン 代表取締役 宮本英巨	東京都中央区日本橋 2丁目16番3号-22 号	同
株式会社A D V A 代表取締役 ニシムラ 静香	鶴見区豊岡町28番11 - 1,001号	同
リアン動物病院 院長 深堀祥光	都筑区北山田二丁目 1番3-102号	同
有限会社すがわら 動物病院 代表取締役 菅原朗	南区別所五丁目22番 8号	同
アイラ動物病院 院長 平片修	緑区長津田七丁目1 番48-1階	同
モリシゲビル株式 会社 代表取締役 森茂徳	港南区下永谷五丁目 1番10-101号	同
かどのペットクリ ニック 院長 葛野莉奈	青葉区さつきが丘6 番地の11	同
有限会社アリス 代表取締役 大浦裕史	港北区大曽根一丁目 25番16号	同
まみペットクリニ ック 院長	旭区東希望が丘 204 番地の19	同

本田真由美		
株式会社ライトブ ラリィ 代表取締役 志田忍	旭区都岡町20番地の 12-101号	同
株式会社たかつ動 物病院 代表取締役 高津則宏	保土ヶ谷区上星川二 丁目12番15-1階	同
日向山動物病院有 限会社 代表取締役 落合文憲	泉区和泉町7,315番 地の15	同
有限会社釜利谷ペ ットクリック 取締役 山本貴浩	金沢区釜利谷西六丁 目1番31号	同
株式会社トトロ動 物病院 代表取締役 小松正史	保土ヶ谷区権太坂二 丁目1番7号	同
犬山動物病院 院長 山本直孝	栄区犬山町56番6号	同
株式会社みんなで 奏 代表取締役 佐藤由美子	都筑区荏田南五丁目 23番33-104号	同
もものはな動物病 院 代表 佐藤剛志	磯子区中原二丁目14 番5号	同
合同会社SHAR C 代表社員 木佐貫敬	港北区新横浜三丁目 13番地の11	同
株式会社OCEA N'S 代表取締役社長 加藤雄大	秦野市平沢1,546番 地の1	同
株式会社コジマ 代表取締役社長 川畑剛	東京都江東区亀戸3 丁目60番21号	同
株式会社いなば動 物病院 代表取締役 稲葉淳紀	港北区新吉田東三丁 目28番20号	同
株式会社くらら	港北区綱島東五丁目	同

代表取締役 高沼洋子	26番1号	
株式会社 U V e 代表取締役 植野孝志	南区真金町1丁目1 番地-1階	同
株式会社 N o P e 代表取締役 鈴木啓介	港北区箕輪町一丁目 18番8号	同
株式会社ブルーム 動物病院 代表取締役 片山政都	鶴見区梶山一丁目10 番32-1階	同
株式会社ホームセ ンターパーク 代表取締役社長 和賀登盛作	岐阜県多治見市大針 町661番地の1	同
有限会社エム・モ ード 取締役 山口勝	保土ヶ谷区天王町1 丁目30番地の4-1 階	同
株式会社 L u l u 代表取締役 下山直人	青葉区美しが丘一丁 目10番地の13-2階	同
株式会社動物医療 所 代表取締役 磯崎雄志	中区本牧三之谷10番 8号	同
株式会社栄世 代表取締役 香山成哲	千葉県茂原市高師92 2番地	同
株式会社リリエル 代表取締役 出淵龍生	港北区篠原東二丁目 7番4-1階	同
馬車道ペットクリ ニックス 社長 西坂理恵	中区住吉町5丁目64 番地の1-204	同
ひなた動物病院 院長 日向健介	青葉区新石川二丁目 32番地の7-1-A 号	同
上郷どうぶつ病院 院長 甲斐博高	栄区上郷町1,208番 地の2	同



横浜市告示第 412 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

保存すべき緑地	指 定 地 域	指 定 期 間
新橋市民の森	泉区新橋町 812 番の 19、 812 番の 21、 817 番、 82 5 番の 3 から 825 番の 7 まで、 825 番の イ、 825 番の ロの 1、 825 番の ロ の 2、 827 番の 1、 827 番の 2、 833 番の 1 から 833 番の 4 まで、 834 番 の 1、 834 番の 2、 835 番の 1、 835 番の 2、 83 6 番の 1、 836 番の 2、 838 番、 839 番の 1 から 839 番の 3 まで、 841 番 の 1、 841 番の 2、 855 番の 1 から 855 番の 3 ま で及び 855 番の 5 から 85 5 番の 10 まで	令和3年4月1日 から令和13年3月 31日まで
	泉区新橋町 812 番の 6、 812 番の 10 から 812 番の 15 まで、 812 番の 18、 81 6 番、 818 番の 1、 818 番の 3 から 818 番の 5 ま で、 828 番の 1、 828 番 の 2、 829 番の 1、 829 番の 2、 830 番から 832 番まで、 837 番、 840 番 の 1 から 840 番の 6 まで 、 840 番の 8、 840 番の 9、 844 番の 1 から 844 番の 6 まで、 845 番の 1 、 845 番の 2、 846 番の 1、 846 番の 2、 847 番 、 848 番の 1、 848 番の 2、 849 番の 1 から 849 番の 3 まで、 851 番の 1 から 851 番の 3 まで、 85 2 番、 853 番、 854 番の 1 及び 854 番の 2	令和3年4月1日 から
泉の森ふれあい	泉区中田北三丁目 1,867	令和3年4月1日

樹 林	番、 1,868 番の口の1、 1,868 番の口の2 及び 1, 869 番の1	から 令和 13 年 3 月 31 日まで
	泉区中田北三丁目 1,869 番の2、 1,870 番の1、 1,870 番の2、 1,871 番 の1 から 1,871 番の3 ま で及び 1,872 番 泉区中田東四丁目 1,164 番、 1,165 番及び 1,174 番の1	令和 3 年 4 月 1 日 から

横浜市告示第 413 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	神奈川区西寺尾二丁目の一部 戸塚区上倉田町の一部	令和3年 6月25日
分流式	瀬谷区阿久和西四丁目の一部	

横 浜 市 告 示 第 414 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	神奈川区西寺尾二丁目の一部	令和3年6月25日
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区上倉田町の一部 瀬谷区阿久和西四丁目の一部	

横浜市告示第 415 号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
四季美台 第 505 号線	旭区四季美台91番の8地先 同区同 同番の24地先	
新杉田 第 237 号線	磯子区中原二丁目 678 番の18地先 同 区同 同 番の7地先	
大口 第 740 号線	港北区仲手原一丁目 466 番の15地先 同 区同 同 番の28地先	
北八朔北部 第 395 号線	緑区北八朔町 135 番の1地先 都筑区川和町 1,355 番の1地先	
北八朔北部 第 396 号線	都筑区川和町 1,417 番の9地先 同 区同 町同 番の2地先	
上矢部 第 554 号線	戸塚区上矢部町 1,824 番の2地先 同 区同 町 1,842 番の3地先	
戸塚 第 578 号線	戸塚区戸塚町 4,893 番の1地先 同 区同 町 4,253 番の1地先	
笠間 第 266 号線	栄区長尾台町 112 番の1地先 同区同 町 165 番の2地先	

横浜市告示第416号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
下末吉 第22号線	鶴見区梶山一丁目 984 番のイ地先 同 区同 1,002 番地先	
下末吉 第26号線	鶴見区梶山一丁目 983 番地先 同 区同 1,002 番地先	
東永谷 第 639 号線	港南区上永谷四丁目 5,048 番の23地先 同 区同 3,095 番の5地先	
仏向町 第 220 号線	保土ヶ谷区岩崎町 160 番の1地先 同 区同 町 158 番の1地先	
若葉台 第 227 号線	旭区上川井町 2,847 番の2地先 同区同 町 2,846 番の1地先	
希望が丘 第 336 号線	旭区善部町59番の47地先 同区同 町57番の20地先	
洋光台 第60号線	磯子区上中里町 290 番地先 同 区同 町 285 番地先	
杉田 第 456 号線	金沢区富岡東五丁目 1,724 番の2地先 同 区同 1,728 番地先	
大棚 第 240 号線	港北区新吉田町 4,255 番の1地先 同 区同 町 4,272 番の2地先	
菊名 第 398 号線	港北区富士塚一丁目 1,831 番の4地先	
鴨居 第 166 号線	緑区鴨居四丁目 1,195 番の7地先 同区同 1,287 番地先	
鴨志田	青葉区鉄町 1,399 番の1地先	

第 123 号線	同 区同町 1,400 番の 1 地先
北八朔北部 第 292 号線	都筑区川和町 1,417 番の 2 地先 同 区同 町 1,358 番の 1 地先
池辺 第 294 号線	都筑区川和町 1,472 番の 2 地先 同 区同 町 1,468 番の 1 地先
名瀬 第 243 号線	戸塚区名瀬町 2,026 番地先
名瀬 第 247 号線	戸塚区名瀬町 2,022 番地先 同 区同 町 2,024 番地先
平戸 第 322 号線	戸塚区平戸町 1,226 番の 1 地先 同 区同 町 1,290 番の 1 地先
上矢部 第 390 号線	戸塚区上矢部町 1,729 番の 7 地先 同 区同 町 1,824 番の 2 地先
矢部 第 9 号線	戸塚区上矢部町 2,178 番の 1 地先 同 区同 町 2,176 番地先
矢部 第11号線	戸塚区上矢部町 2,175 番の 1 地先 同 区同 町 2,134 番地先
矢部 第14号線	戸塚区上矢部町 2,175 番の 1 地先 同 区同 町 2,177 番地先
矢部 第15号線	戸塚区上矢部町 2,181 番の 1 地先 同 区同 町 2,182 番の 3 地先
矢部 第18号線	戸塚区上矢部町 2,183 番の 2 地先 同 区同 町 2,177 番地先
戸塚 第 100 号線	戸塚区戸塚町 4,887 番の 4 地先 同 区同 町 4,894 番の 3 地先
瀬谷 第 186 号線	瀬谷区南台一丁目41番の 3 地先 同 区同 40番の 3 地先

横浜市告示第 417 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
四季美台 第505号線	旭区四季美台91番の8地先から 同区同 同番の24地先まで	4.50 ないし 4.54	20.28
新杉田 第237号線	磯子区中原二丁目678番の18地先から 同区同 同番の7地先まで	5.00 ないし 5.02	21.86
大口 第740号線	港北区仲手原一丁目466番の15地先から 同区同 同番の28地先まで	2.66 ないし 2.89	67.76
北八朔北部 第395号線	緑区北八朔町135番の1地先から 都筑区川和町1,355番の1地先まで	11.78 ないし 23.36	168.93
北八朔北部 第396号線	都筑区川和町1,417番の9地先から 同区同 町同 番の2地先まで	5.50 ないし 8.80	50.24
上矢部 第554号線	戸塚区上矢部町1,824番の2地先から 同区同 町1,842番の3地先まで	4.48 ないし 4.54	9.15
戸塚 第578号線	戸塚区戸塚町4,893番の1地先から 同区同 町4,253番の1地先まで	2.19 ないし 2.85	39.21
笠間 第266号線	栄区長尾台町112番の1地先から 同区同 町165番の2地先まで	3.92 ないし 4.01	42.71



横浜市告示第 418 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の供用開始の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
生麦 第108号線	鶴見区生麦一丁目300番の2地先から 同 区生麦三丁目446番の4地内まで	m 9.50 ないし 10.10	m 60.00
三ツ沢 第221号線	保土ヶ谷区星川三丁目452番の18地先から 同 区星川二丁目318番の1地先まで	6.00	120.00

横浜市告示第 419 号

国道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
1号	旧	戸塚区平戸五丁目 1,288 番の5地先から 同 区平戸町 1,226 番の1地先まで	16.07 ないし 16.57 m	4.77 m
	新	同	16.76 ないし 16.97	同
	旧	戸塚区戸塚町 3,017 番の1地先から 同 区同 町 3,042 番の2地先まで	11.89 ないし 12.23	5.40
	新	同	13.52 ないし 13.85	同

横浜市告示第 420 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
横浜生田	旧	港北区新羽町 973 番地先から 同 区同 町 1,094 番の 1 地先まで	6.88 ないし 9.65	212.12
	新	同	8.95 ないし 12.11	同
真光寺長津田	旧	青葉区奈良町 864 番の10地先から 同 区同 町 868 番の 4 地先まで	8.50 ないし 14.65	70.67
	新	同	8.65 ないし 15.25	同

横浜市告示第 421 号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
東京丸子横浜	旧	港北区菊名四丁目 371 番の19地内から 同 区同 同 番の31地内まで	26.05 ないし 27.37 m	12.36 m
	新	同	27.37 ないし 31.28	同

横浜市告示第 422 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
下末吉 第139号線	旧	鶴見区下末吉六丁目 395 番の40地先から 同 区同 392 番地先まで	6.56 m	1.96 m
	新	同	同	同
市場 第77号線	旧	鶴見区市場上町 425 番の3地先から 同 区同 町同 番の6地先まで	8.08 ないし 8.35	20.31
	新	同	8.08 ないし 9.17	同
北寺尾 第32号線	旧	鶴見区北寺尾七丁目 535 番の1地先から 同 区北寺尾六丁目 856 番の10地先まで	3.70 ないし 3.72	25.47
	新	同	4.55 ないし 4.57	同
東寺尾 第206号線	旧	鶴見区東寺尾六丁目 1,159 番地先から 同 区同 1,164 番の4地先まで	3.99 ないし 4.05	31.82
	新	同	4.25 ないし	同

			4.28	
北寺尾 第452号線	旧	神奈川区西寺尾四丁目1,641番の2地先から 鶴見区東寺尾三丁目447番の12地先まで	3.88 ないし 4.96	108.02
	新	同	8.07 ないし 8.19	同
片倉 第253号線	旧	神奈川区片倉五丁目403番の3地先から 同 区同 387番の1地先まで	3.00	43.00
	新	神奈川区片倉五丁目403番の3地先から 同 区同 398番の1地先まで	4.50	55.74
峰沢 第336号線	旧	神奈川区三ツ沢中町90番の34地先から 同 区同 町92番の8地先まで	4.38 ないし 4.53	9.75
	新	同	4.52 ないし 4.53	同
	旧	神奈川区三ツ沢中町90番の27地先から 同 区同 町92番の4地先まで	4.45 ないし 4.51	3.34
	新	同	4.51	同
高島台 第295号線	旧	中区新港一丁目16番の1地先から 同区同 6番地先まで	40.58 ないし 48.45	45.67
	新	同	40.58 ないし 49.14	同
西戸部 第342号線	旧	中区桜木町1丁目100番の2地先から 同区同 町同 101番の2地内まで	22.00 ないし 25.10	27.93
	新	同	22.00 ないし 25.23	22.26
西戸部	旧	中区桜木町1丁目100番の2地先から 同区本町6丁目50番の10地内まで	5.45 ないし 11.00	151.28

第 560 号線	新	同	5.43 ないし 11.00	151.21
新港 第 1 号線	旧	中区新港二丁目11番の10地先から 同区同 同番の1地先まで	18.00	53.60
	新	同	19.50	同
保土ヶ谷宮 元線	旧	南区井土ヶ谷中町 122 番の 1 地先から 同区井土ヶ谷下町42番の 1 地先まで	21.96 ないし 21.97	22.66
	新	同	21.96 ないし 23.47	同
井土ヶ谷 第 461 号線	旧	南区大岡三丁目 1,590 番の 9 地先から 同区同 1,771 番の 1 地先まで	2.89 ないし 3.16	10.63
	新	同	2.89 ないし 3.37	同
東永谷 第 640 号線	旧	港南区上永谷四丁目 5,048 番の23地先から 同 区同 5,170 番の 1 地先まで	2.73 ないし 2.76	1.86
	新	同	3.37 ないし 3.39	同
下野庭 第 510 号線	旧	港南区日野四丁目 784 番の 1 地先から 同 区同 777 番の12地先まで	2.89 ないし 2.93	13.77
	新	同	4.68	同
白根 第 465 号線	旧	保土ヶ谷区川島町 1,227 番の13地先から 同 区同 町 1,177 番の13地先まで	2.80 ないし 3.04	23.32
	新	同	4.50	同

上星川 第201号線	旧	保土ヶ谷区峰沢町 259 番の 1 地先から 同 区常盤台 239 番の 5 地先まで	7.98 ないし 8.08	32.36
	新	同	9.00 ないし 9.19	同
仏向町 第64号線	旧	保土ヶ谷区仏向町 1,008 番の30地先	7.62 ないし 9.11	4.60
	新	同	7.62 ないし 7.78	同
仏向町 第219号線	旧	保土ヶ谷区岩崎町 160 番の 3 地先から 同 区同 町 158 番の 2 地先まで	1.82	10.93
	新	同	1.82 ないし 3.36	14.03
仏向町 第221号線	旧	保土ヶ谷区岩崎町 152 番の 1 地先から 同 区同 町 160 番の 1 地先まで	1.90 ないし 1.92	14.48
	新	同	3.48 ないし 3.99	同
新治 第175号線	旧	旭区上川井町 2,844 番の 2 地先から 同区同 町 2,847 番の 2 地先まで	2.22 ないし 2.69	43.95
	新	同	2.93 ないし 3.66	同
東希望が丘 第605号線	旧	旭区中希望が丘 8 番の12地先から 同区同 7 番の16地先まで	4.30 ないし 4.39	10.91
	新	同	4.54 ないし 4.56	同
川島町	旧	旭区三反田町 195 番の 2 地先から 同区川島町 1,577 番の 8 地先まで	3.62 ないし 3.69	9.97



第 154 号線	新	同	4.79	同
希望が丘 第 326 号線	旧	旭区善部町55番の5地先から 同区同 町57番の1地先まで	1.93 ないし 1.99	26.57
	新	同	2.96 ないし 3.00	同
新杉田 第43号線	旧	磯子区中原二丁目 671 番の5地先から 同 区同 678 番の17地先まで	1.81 ないし 1.92	40.47
	新	同	4.00 ないし 4.01	同
洋光台 第 108 号線	旧	磯子区上中里町 419 番の110 地先から 同 区同 町同 番の46地先まで	4.51	2.13
	新	同	同	同
杉田 第 673 号線	旧	金沢区富岡西七丁目 1,158 番の43地先から 同 区同 同 番の261 地先まで	6.50 ないし 6.80	35.44
	新	同	8.55 ないし 10.10	同
釜利谷 第89号線	旧	金沢区釜利谷東五丁目 3,437 番の1地先から 同 区同 3,439 番の1地先まで	4.34 ないし 7.03	29.92
	新	同	4.58 ないし 9.26	同
日吉 第57号線	旧	港北区日吉一丁目25番の4地先から 同 区同 同番の1地先まで	4.27 ないし 4.30	24.22
	新	同	4.51	同

日吉 第58号線	旧	港北区日吉一丁目25番の1地先から 同 区同 24番の3地先まで	1.82 ないし 1.83	29.75
	新	同	4.51 ないし 4.53	同
川向 第241号線	旧	港北区新羽町313番の4地先から 同 区同 町295番地先まで	5.95 ないし 9.83	69.77
	新	同	5.95 ないし 11.02	同
菊名 第70号線	旧	港北区大豆戸町1,180番の1地先から 同 区同 町1,179番の3地先まで	3.64 ないし 3.86	89.72
	新	同	3.64 ないし 6.01	同
菊名 第145号線	旧	港北区篠原町2,868番の9地先から 同 区大豆戸町1,180番の2地先まで	3.59 ないし 3.77	17.58
	新	同	4.20	同
北八朔北部 第87号線	旧	緑区北八朔町205番の1地先から 同区同 町151番地先まで	6.03 ないし 6.05	73.18
	新	同	7.98 ないし 8.31	同
北八朔北部 第379号線	旧	緑区北八朔町150番の5地先から 同区同 町162番の1地先まで	5.75 ないし 5.80	57.56
	新	同	11.00	同
若葉台	旧	緑区长津田町5,016番の4地先から 同区同 町5,011番地先まで	1.96 ないし 4.05	76.37

第 120 号線	新	同	5.88 ないし 10.97	同
若葉台 第 122 号線	旧	緑区長津田町 5,016 番の 2 地先から 同区同 町 5,012 番の 1 地先まで	2.83 ないし 2.90	17.38
	新	緑区長津田町 5,016 番の 4 地先から 同区同 町 5,012 番の 1 地先まで	同	13.38
新石川 第 247 号線	旧	青葉区新石川一丁目 20 番の 1 地先から 同 区同 22 番の 19 地先まで	2.81 ないし 2.85	43.87
	新	同	3.65 ないし 3.68	同
奈良西部 第 1 号線	旧	青葉区奈良町 1,670 番の 224 地先から 同 区同 町同 番の 71 地先まで	12.00 ないし 12.05	30.01
	新	同	12.05 ないし 14.55	同
恩田 第 247 号線	旧	青葉区恩田町 2,218 番の 7 地先から 同 区同 町 2,211 番地先まで	1.96 ないし 1.97	13.00
	新	同	3.24	同
恩田 第 319 号線	旧	青葉区恩田町 2,226 番の 2 地先から 同 区同 町 2,216 番の 2 地先まで	2.48 ないし 2.66	32.97
	新	同	3.49 ないし 4.52	同
北八朔北部 第 292 号線	旧	都筑区川和町 1,415 番の 5 地先	3.64 ないし 3.66	9.49
	新	同	同	同

池辺 第363号線	旧	都筑区川和町 1,415 番の5地先から 同 区同 町同 番の4地先まで	2.64 ないし 2.72	11.35
	新	同	2.64 ないし 5.62	16.54
上矢部 第385号線	旧	戸塚区上矢部町 1,842 番の3地先から 同 区同 町 1,824 番の7地先まで	8.48 ないし 11.29	27.92
	新	同	9.97 ないし 12.08	同
平戸 第212号線	旧	戸塚区平戸町 719 番の1地先から 同 区同 町 567 番の1地先まで	3.72 ないし 4.53	41.46
	新	同	4.81 ないし 5.87	同
平戸 第292号線	旧	戸塚区平戸町 719 番の1地先から 同 区同 町 720 番の9地先まで	4.52 ないし 4.53	5.51
	新	同	同	同
	旧	戸塚区平戸町 576 番の5地先から 同 区同 町 577 番の2地先まで	2.59 ないし 3.03	47.35
	新	同	3.54 ないし 3.72	同
中田 第605号線	旧	戸塚区矢部町 1,828 番の120地先から 同 区同 町同 番の19地先まで	3.00 ないし 3.02	32.37
	新	同	3.51 ないし 3.82	同
矢部	旧	戸塚区上矢部町 2,175 番の1地先から 同 区同 町 2,188 番の1地先まで	4.60 ないし 5.55	3.24

第83号線	新	同	4.60	同
矢部 第308号線	旧	戸塚区吉田町 671 番の13地先から 同 区同 町 703 番の1地先まで	12.73 ないし 12.74	3.49
	新	同	同	同
矢部 第408号線	旧	戸塚区吉田町 778 番の10地先から 同 区同 町 876 番の12地先まで	4.47 ないし 4.50	26.66
	新	同	4.51	同
汲沢 第306号線	旧	戸塚区戸塚町 3,306 番の15地先から 同 区同 町 3,370 番の1地先まで	7.78 ないし 9.64	33.68
	新	同	7.78 ないし 14.23	同
汲沢 第434号線	旧	戸塚区戸塚町 3,329 番の5地先から 同 区同 町 3,330 番の1地先まで	1.86 ないし 2.91	15.33
	新	戸塚区戸塚町 3,329 番の3地先から 同 区同 町 3,330 番の1地内まで	2.59 ないし 3.86	10.03
汲沢 第559号線	旧	戸塚区戸塚町 3,330 番の1地内から 同 区同 町 3,351 番の1地先まで	8.00 ないし 17.50	100.89
	新	同	9.76 ないし 23.17	同
戸塚 第332号線	旧	戸塚区戸塚町 3,154 番の1地先から 同 区同 町 3,352 番の2地先まで	13.00	36.08
	新	同	12.22 ないし 15.66	同

戸塚 第420号線	旧	戸塚区戸塚町 3,017 番の4地先から 同 区同 町 3,352 番の11地先まで	13.00	28.37
	新	同	13.14 ないし 14.92	同
下倉田 第334号線	旧	戸塚区戸塚町 1,050 番の2地先から 同 区同 町 1,028 番の1地先まで	2.74 ないし 2.79	27.74
	新	同	6.00	同
笠間 第176号線	旧	栄区长尾台町 107 番の1地先から 同区同 町同 番の5地先まで	1.87 ないし 1.99	74.82
	新	同	2.95 ないし 2.99	同
岡津 第78号線	旧	泉区岡津町 2,155 番の3地先から 同区同 町 2,168 番の1地先まで	1.64 ないし 2.25	56.73
	新	同	3.09 ないし 3.51	同
岡津 第80号線	旧	泉区岡津町 2,137 番の9地先から 同区同 町 2,156 番の3地先まで	1.97 ないし 2.00	7.77
	新	同	2.78 ないし 3.08	同
岡津 第150号線	旧	泉区新橋町 6 番の29地先から 同区同 町 8 番の2地先まで	2.72 ないし 2.93	57.72
	新	同	4.50 ないし 5.03	同
下飯田	旧	泉区和泉が丘一丁目 2,019 番の75地先から 同区同 2,021 番の28地先まで	3.42 ないし 3.49	27.73

第68号線	新	同	4.51	同
下飯田 第102号線	旧	泉区和泉町 1,003 番の1地先から 同区同 町 1,002 番の3地先まで	2.70 ないし 3.30	15.63
	新	同	3.64 ないし 3.85	同
下飯田 第103号線	旧	泉区和泉町 999 番の4地先から 同区同 町 1,003 番の1地先まで	2.71 ないし 2.82	47.06
	新	同	3.63 ないし 3.66	同
深見 第154号線	旧	瀬谷区瀬谷六丁目11番の39地先から 同 区瀬谷五丁目27番の11地先まで	3.73 ないし 3.85	61.51
	新	同	4.50	同
瀬谷 第31号線	旧	瀬谷区相沢二丁目1番の1地先から 同 区同 3番の23地先まで	2.79 ないし 2.98	47.17
	新	同	4.54 ないし 4.70	同
東希望が丘 第224号線	旧	瀬谷区阿久和東一丁目50番の2地先から 旭区中希望が丘 168 番の20地先まで	4.41 ないし 4.48	11.10
	新	同	4.52	同
下瀬谷 第88号線	旧	瀬谷区下瀬谷一丁目7番の13地先から 同 区同 6番の45地先まで	2.84 ないし 2.85	16.66
	新	同	4.51	同

横浜市告示第 423 号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和3年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
下末吉 第22号線	旧	鶴見区梶山一丁目 989 番の 2 地先から 同 区同 1,001 番の 2 地先まで	4.55 ないし 7.22	m  15.90 m
	新	同	4.54 ないし 5.76	同
菅田 第33号線	旧	神奈川区菅田町 668 番の 1 地先から 同 区同 町 1,172 番の 1 地内まで	6.51 ないし 6.88	3.68
	新	同	11.13 ないし 11.19	同
菅田 第108号線	旧	神奈川区菅田町 1,424 番の 2 地内から 同 区同 町 1,442 番の 1 地先まで	5.34 ないし 6.31	214.08
	新	同	7.34 ないし 8.31	同
	旧	神奈川区菅田町 1,215 番地内から 同 区同 町 1,158 番の 6 地先まで	7.12 ないし 8.17	67.01
	新	同	7.12 ないし	同



菅田 第148号線			9.14	
	旧	神奈川区菅田町 1,424 番の10地内から 同 区同 町 1,425 番の2地内まで	7.24 ないし 8.15	10.21
	新	同	8.20 ないし 8.69	同
栄本町線	旧	中区本町 6 丁目 50 番の10地内から 同区北仲通 6 丁目 119 番地先まで	40.00	6.80
	新	同	42.25 ないし 42.26	同
白根 第465号線	旧	保土ヶ谷区川島町 881 番の1地内から 同 区同 町 1,036 番の3地先まで	4.48 ないし 6.36	71.21
	新	同	10.00 ないし 10.61	同
川島町 第97号線	旧	保土ヶ谷区川島町 883 番の1地先から 同 区同 町 1,033 番の3地先まで	6.99 ないし 9.39	7.39
	新	同	9.39 ないし 11.10	同
上白根 第99号線	旧	旭区上白根一丁目 1,600 番の1地先から 同区中白根二丁目 1,241 番の3地内まで	7.46 ないし 9.20	114.30
	新	同	16.00 ないし 18.17	同
	旧	旭区白根五丁目 1,401 番の6地先から 同区白根三丁目 437 番の8地先まで	6.60 ないし 9.68	366.50
	新	同	16.00 ないし 19.36	同
新羽	旧	港北区新吉田町 3,501 番の2地先から 同 区同 町 3,583 番の1地先まで	7.75	8.37

第 138 号線	新	同	7.75 ないし 8.81	同
川向 第 234 号線	旧	港北区新羽町 1,094 番の 1 地先から 同 区同 町同 番の 4 地先まで	2.16	21.69
	新	同	同	17.68
矢部 第 281 号線	旧	戸塚区矢部町 641 番の 4 地先から 同 区戸塚町 5,062 番の 1 地先まで	6.75 ないし 9.50	115.60
	新	同	7.25 ないし 29.61	同
小雀 第11号線	旧	戸塚区小雀町 140 番の 1 地先	3.00 ないし 3.60	19.93
	新	同	3.60 ないし 14.33	同

横浜市告示第 424 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 25 日

横浜市長 林 文子

第 7 項第 1 号の表中

「

新港中央公園	同	植栽等	10,811
--------	---	-----	--------

」

を

「

新港中央公園	同	植栽等	10,722
--------	---	-----	--------

」

に、

「

新港パーク	同	親水階段、芝生広場、便所、植栽、プロムナード等	21,602
-------	---	-------------------------	--------

」

を

「

新港パーク	同	親水階段、芝生広場、便所、植栽、プロムナード等	21,521
-------	---	-------------------------	--------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 368 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ) 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 3 年 6 月 2 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 中 国 留 学 生 援 護 会	前 山 勇	中 区 宮 川 町 2 丁 目 55 番 地	こ の 法 人 は 、 中 国 留 学 生 に よ る 中 国 語 学 習 や 中 国 留 学 生 と の 交 流 を 求 め る 広 範 な 人 々 に 対 し 、 中 国 語 教 育 事 業 な ら び に 国 際 交 流 事 業 を 実 施 し 、 同 時 に そ れ ら を 通 じ た 中 国 留 学 生 へ の 支 援 を 実 現 す る こ と に よ っ て 、 日 中 友 好 、 平 和 の 推 進 及 び 国 際 協 力 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第 369 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キュービックプラザ新横浜  
港北区新横浜二丁目 100 番地の 45

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

新横浜ステーション開発株式会社  
代表取締役社長 藤 川 紳  
港北区新横浜二丁目 4 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	新横浜ステーション 開発株式会社 代表取締役社長 藤 川 紳 港北区篠原町 2,937 番地	新横浜ステーション 開発株式会社 代表取締役社長 藤 川 紳 港北区新横浜二丁目 4 番地の 1

(4) 変更の年月日

令和3年5月1日

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため

2 届出年月日

令和3年5月31日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 370 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ長津田店

緑区長津田みなみ台四丁目7番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニ株式会社

代表取締役 関 口 憲 司

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニ株式会社 代表取締役 佐 古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	ユニ株式会社 代表取締役 関 口 憲 司 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニ株式会社 代表取締役 佐 古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ほか28者	ユニ株式会社 代表取締役 関 口 憲 司 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ほか29者

(4) 変更の年月日

平成31年4月15日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令 和 3 年 5 月 31 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 371 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルミネ横浜店

西区高島二丁目16番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ルミネ

代表取締役 高 橋 眞

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ルミネ 代表取締役 森 本 雄 司 東京都渋谷区代々木 2丁目2番2号	株式会社ルミネ 代表取締役 高 橋 眞 東京都渋谷区代々木 2丁目2番2号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社スタイリングライフ・ホールディングス 代表取締役執行役員 社長 沼 尻 正 芳 東京都新宿区北新宿 2丁目21番1号 ほか 100 者	株式会社スタイリングライフ・ホールディングス 代表取締役執行役員 会長兼社長 遠 藤 育 雄 東京都新宿区北新宿 2丁目21番1号 ほか 97 者

(4) 変更の年月日

令和3年4月1日ほか



(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年6月4日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 372 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ長津田店

緑区長津田みなみ台四丁目7番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニ株式会社

代表取締役 関 口 憲 司

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 (年間60日は午前9時) 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分(年間60日は午前8時30分)から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

令和3年6月1日

(5) 変更する理由

営業計画の変更のため

2 届出年月日

令和3年5月31日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

## 横浜市公告第373号

## 環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される第15条の規定に基づき、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類の送付があったので、横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第59条第1項の規定に基づき、当該準備書及びこれを要約した書類の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画決定権者の名称  
横浜市
- 2 法対象事業の名称  
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
- 3 法対象事業が実施されるべき区域  
旭区上川井町地内、並びに瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び  
中屋敷三丁目地内
- 4 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12  
横浜市旭区役所総務部区政推進課  
瀬谷区二ツ橋町190番地  
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで

## 横 浜 市 公 告 第 374 号

## 環 境 影 響 評 価 方 法 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 公 園 整 備 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 方 法 書 （ 以 下 「 方 法 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 方 法 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

方 法 書 に つ い て 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地

横 浜 市

横 浜 市 長 林 文 子

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

## 2 対 象 事 業 の 名 称

（ 仮 称 ） 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 公 園 整 備 事 業

## 3 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域

瀬 谷 区 瀬 谷 町 及 び 旭 区 上 川 井 町

## 4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12

横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 190 番 地

横 浜 市 瀬 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

## 5 縦 覧 期 間

令 和 3 年 6 月 25 日 か ら 令 和 3 年 8 月 10 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 375 号

## 審 査 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 46 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 相 模 鉄 道 本 線 （ 鶴 ヶ 峰 駅 付 近 ） 連 続 立 体 交 差 事 業 に 係 る 審 査 書 を 作 成 し た の で 、 第 46 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 31 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 審 査 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称  
横 浜 市
- 2 都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称  
（ 仮 称 ） 相 模 鉄 道 本 線 （ 鶴 ヶ 峰 駅 付 近 ） 連 続 立 体 交 差 事 業
- 3 都 市 計 画 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域  
起 点 旭 区 西 川 島 町  
終 点 旭 区 二 俣 川 2 丁 目
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課  
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12  
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課  
保 土 ヶ 谷 区 川 辺 町 2 番 地 の 9  
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間  
令 和 3 年 6 月 25 日 か ら 令 和 3 年 7 月 26 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 376 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
栄 区 金 井 町 字 亀 ノ 甲 山 655 番 、 字 島 畑 527 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 377 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
2 年 4 月 横 浜 市 公 告 第 194 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
中 区 山 手 町 99 番 の 4、99 番 の 7、99 番 の 8 の 各 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去



横 浜 市 公 告 第 378 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
2 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 381 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 平 安 町 2 丁 目 29 番 の 4 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 2 - ジ ク ロ  
ロ エ チ レ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 試 料 採 取 等 を 省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区  
域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て  
実 施 し た 結 果、土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め。

横浜市公告第 379 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
上倉田堀内前公園	戸塚区上倉田町79番の6	別図のとおり	3,604 m <sup>2</sup>	すべり台、鉄棒、ベンチ、水飲み	令和3年6月25日

別図（省略）

横浜市公告第 380 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	変更に係る区域	面 積		変更年月日
			新	旧	
杉田長作公園	磯子区杉田三丁目25番	別図のとおり	4,230 m <sup>2</sup>	4,000 m <sup>2</sup>	令和3年6月25日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 381 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 3 年 5 月 18 日	00836	有 限 会 社 新 設 備	(新) 鈴 木 眞 佐 樹	川 崎 市 幸 区 南 加 瀬 3 丁 目 8 番 32 号
			(旧) 鈴 木 新 次 郎	
令 和 3 年 6 月 1 日	11677	鈴 木 総 合 事 務 所	鈴 木 啓 悟	(新) 金 沢 区 東 朝 比 奈 三 丁 目 16 番 C - 103 号
				(旧) 保 土 ヶ 谷 区 瀬 戸 ヶ 谷 町 53 番 地 の 115
令 和 3 年 5 月 1 日	30169	株 式 会 社 ビ オ ン 工 業	(新) 原 田 篤 史	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 8 番 地 の 1
			(旧) 田 村 克 己	

## 横浜市公告第382号

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の都市計画案の縦覧  
横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の都市計画案を作成した  
ので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に  
基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間  
満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに横浜市長に  
意見書を提出することができる。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画土地区画整理事業  
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
旭区上川井町地内、瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目地内
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
なし
- 3 縦覧期間  
令和3年6月25日から令和3年7月26日まで  
なお、縦覧期間終了後、令和3年8月10日まで閲覧することができる。
- 4 縦覧、閲覧場所及び意見書提出先
  - (1) 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局企画部都市計画課
  - (2) 旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12  
横浜市旭区役所総務部区政推進課
  - (3) 瀬谷区二ツ橋町190番地  
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課
- 5 都市計画図書写しの縦覧期間  
令和3年6月25日から令和3年7月26日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和3年7月27日から令和3年8月10日まで

## 横 浜 市 公 告 第 383 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予  
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路  
3 ・ 3 ・ 11 号 環 状 3 号 線 （ 阿 久 和 地 区 ）
- 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域  
瀬 谷 区 阿 久 和 西 一 丁 目 32 番 の 14 の 一 部 及 び 32 番 の 26

## 横 浜 市 公 告 第 384 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 道 路 事 業 に 係 る 図 書 の 縦 覧  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 62 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 道 路 事 業 に 係 る 図 書 の 写 し の 送 付 が あ っ た の で  
、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 施 行 者 の 名 称  
横 浜 市
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 道 路 事 業  
3 ・ 5 ・ 6 号 瀬 谷 地 内 線 ( 二 ツ 橋 中 部 地 区 )  
3 ・ 3 ・ 11 号 環 状 3 号 線 ( 関 連 外 郭 部 )
- 3 事 業 施 行 期 間  
令 和 3 年 6 月 1 日 か ら 令 和 11 年 3 月 31 日 ま で
- 4 事 業 地 の 所 在
  - (1) 収 用 の 部 分  
瀬 谷 区 瀬 谷 一 丁 目 及 び 二 ツ 橋 町 地 内
  - (2) 使 用 の 部 分  
瀬 谷 区 瀬 谷 一 丁 目 及 び 二 ツ 橋 町 地 内
- 5 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課  
横 浜 市 都 市 整 備 局 上 瀬 谷 整 備 推 進 部 上 瀬 谷 交 通 整 備 課

## 横浜市公告第385号

## 横浜国際港都建設道路事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業に係る認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・5・6号瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）  
3・3・11号環状3号線（関連外郭部）
- 2 施行者の名称  
横浜市
- 3 事務所の所在地  
中区本町6丁目50番地の10
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内
  - (2) 使用の部分  
瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内



横 浜 市 公 告 第 386 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場 の 市 素 案 の 公 聴 会 の 開 催

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場 の 案 の 素 案 を 作 成 し た の で 、 横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 ( 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号 ) 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 公 聴 会 を 開 催 し 、 同 規 則 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き そ の 案 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

公 聴 会 に お い て 公 述 を 希 望 す る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 公 述 申 出 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場  
第 5 号 東 部 斎 場
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
鶴 見 区 大 黒 町 地 内
- 3 公 聴 会 の 日 時 及 び 場 所
  - (1) 日 時  
令 和 3 年 8 月 10 日 午 前 9 時 公 開 開 始
  - (2) 場 所  
横 浜 市 ホ ー ム ペ ー ジ で の 書 面 に よ る 意 見 の 公 開  
( 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の 措 置 )
- 4 縦 覧 期 間  
令 和 3 年 6 月 25 日 か ら 令 和 3 年 7 月 9 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所 及 び 公 述 申 出 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間  
令 和 3 年 6 月 25 日 か ら 令 和 3 年 7 月 9 日 ま で
- 7 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所  
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 20 番 1 号  
横 浜 市 鶴 見 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

## 横 浜 市 公 告 第 387 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和3年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区本町6丁目50番地の10  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域  
瀬谷区阿久和西一丁目32番の14及び32番の26
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11号環状3号線（阿久和地区）

## 横 浜 市 公 告 第 388 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の  
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和3年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名  
中区本町6丁目50番地の10  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 届出をすべき土地の区域  
瀬谷区阿久和西一丁目32番の14の一部及び32番の26
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11号環状3号線（阿久和地区）

## 横浜市公告第389号

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書の縦覧及び準備書説明会の開催

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される第16条及び第17条第2項の規定に基づき次の通り公告する。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画決定権者の名称  
横浜市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 都市計画対象事業の名称  
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
  - (2) 都市計画対象事業の種類  
土地区画整理事業
  - (3) 都市計画対象事業の規模  
面積 約 248.5 ヘクタール
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
旭区上川井町地内、瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目地内
- 4 関係地域の範囲  
旭区及び瀬谷区
- 5 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 都市計画決定権者による縦覧  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区本町6丁目50番地の10  
令和3年6月25日から令和3年7月26日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで。）  
なお、縦覧期間終了後、令和3年8月10日まで閲覧することができる。
  - (2) 関係市町村の条例による縦覧  
ア 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
中区本町6丁目50番地の10  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで。  
)

イ 横浜市旭区役所総務部区政推進課  
旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで。）

ウ 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課  
瀬谷区二ツ橋町190番地  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで。）

(3) 関係都道府県の条例による縦覧

ア 神奈川県環境農政局環境部環境計画課  
中区日本大通1番地  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。  
)

イ 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課横浜駐在事務所（かながわ県民センター）  
神奈川区鶴屋町2丁目24番地の2  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。  
)

ウ 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課川崎駐在事務所（川崎県民センター）  
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。  
)

エ 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部  
横須賀市日の出町2丁目9番地の19  
令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。  
)

オ 神奈川県県央地域県政総合センター環境部

厚木市水引2丁目3番1号

令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

カ 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部  
平塚市西八幡1丁目3番1号

令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

キ 神奈川県県西地域県政総合センター環境部  
小田原市荻窪350番地の1

令和3年6月25日から令和3年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

## 6 意見書の提出

法第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される第18条第1項に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。

## 7 意見書の提出期限、提出先及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項

### (1) 提出期限

令和3年8月10日午後5時15分まで

### (2) 提出先

横浜市建築局企画部都市計画課

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10

TEL 045(671)2657

FAX 045(550)4913

### (3) 提出方法

次のいずれかの方法で提出することができる。様式は任意とするが、次の横浜市のホームページからダウンロードすることも可能である。

横浜市建築局企画部都市計画課

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/>

ア 横浜市建築局企画部都市計画課に持参又は郵送。郵送の場合は郵送料を負担すること。

イ 次のホームページからの電子申請により意見を提出。

横浜市建築局企画部都市計画課

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/>

(4) 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見

8 ホームページによる閲覧

準備書及び要約書は、次のホームページで閲覧することができる。

(1) 横浜市建築局企画部都市計画課

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/>

(2) 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html>

(3) 神奈川県環境農政局環境部環境計画課

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f247/p491504.html>

9 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 令和3年7月19日18時00分

横浜市旭公会堂

旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12

(2) 令和3年7月16日18時00分及び令和3年7月17日18時00分

横浜市瀬谷公会堂

瀬谷区二ツ橋町190番地

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更になる場合があります。

## 横 浜 市 公 告 第 390 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 5 年 5 月 7 日 第 5 開 1101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 新 吉 田 町 3,345 番 地  
加 藤 清 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 2,554 番 、 2,558 番 の 1 及 び 2,558 番 の

5



## 横 浜 市 公 告 第 391 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 10 月 29 日 第 2020 開 1309 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1 番 12 号  
株 式 会 社 天 野 不 動 産  
代 表 取 締 役 天 野 則 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1,565 番 の 1 、 1,565 番 の 7 から 1,565 番 の  
19 ま で 、 1,565 番 の 21 から 1,565 番 の 24 ま で 、 1,570 番 の 3 、 1,  
570 番 の 12 の 一 部 、 1,570 番 の 24 及 び 1,570 番 の 25

## 横 浜 市 公 告 第 392 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 2 月 9 日 第 2020 開 709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
大 和 市 大 和 東 3 丁 目 3 番 13 号  
株 式 会 社 マ ー ケ ッ ト ト ラ ス ト  
代 表 取 締 役 狩 野 富
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 32 番 の 1 及 び 32 番 の 4 か ら 32 番 の 9 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 393 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 2 月 9 日 第 2020 開 1612 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号  
株 式 会 社 飯 田 産 業  
代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 白 百 合 一 丁 目 743 番 の 15 か ら 743 番 の 25 ま で

横 浜 市 公 告 第 394 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 7 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
35.84 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 藤 塚 町 79 番 の 141
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広

横 浜 市 公 告 第 395 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 8 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 16 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
44.68 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 四 季 美 台 90 番 の 24
- 6 申 請 者 の 氏 名  
つ く み ホ ー ム ズ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

横 浜 市 公 告 第 396 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 12 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 16 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
3.20 m
- 5 指 定 の 場 所  
緑 区 鴨 居 二 丁 目 392 番 の 1 及 び 392 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ワ タ ナ ベ  
代 表 取 締 役 門 井 康 介

## 横 浜 市 公 告 第 397 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 14 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
13.15 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 五 貫 目 町 24 番 の 30 及 び 24 番 の 36 か ら 24 番 の 38 ま で
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 八 朗 平  
代 表 取 締 役 井 上 真 一

横 浜 市 公 告 第 398 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 4 日
- 2 廃 止 する 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 する 道 路 の 延 長  
15.82 m
- 4 廃 止 の 場 所  
金 沢 区 瀬 戸 5,003 番 の 3 、 5,003 番 の 7 及 び 5,012 番 の 各 一 部



## 横 浜 市 公 告 第 399 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 6 月 4 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

25.64 m

4 廃 止 の 場 所

金 沢 区 瀬 戸 5,004 番 の 12 、 5,011 番 及 び 5,017 番 の 各 一 部

横浜市公告第 400 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和3年6月25日

横浜市長 林 文子

道路の番号及び路線名	廃止年月日	道路の幅員	道路の延長	廃止の場所		備考
				起 点	終 点	
横浜国際港都建設計画道路3・4・39号金沢八景六浦線	令和3年6月11日	—	—	金沢区瀬戸	金沢区瀬戸	駅前広場部分（約3,000平方メートル）
金沢八景駅東口地区土地区画整理事業区画街路3号線	令和3年6月11日	11.0 m	約 52 m	金沢区瀬戸	金沢区瀬戸	
金沢八景駅東口地区土地区画整理事業区画街路4号線	令和3年6月11日	6.8 及び 9.0 m	約 31 m	金沢区瀬戸	金沢区瀬戸	
金沢八景駅東口地区土地区画整理事業区画街路5号線	令和3年6月11日	10.5 m	約 29 m	金沢区瀬戸	金沢区瀬戸	

## 横 浜 市 公 告 第 401 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 41 ・ 92 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 8 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
116.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 白 根 二 丁 目 155 番 の 27 地 先 から 155 番 の 43 地 先 ま で 及 び 15
- 6 番 の 21 地 先 から 156 番 の 25 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 402 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 11 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所  
港 北 区 菊 名 三 丁 目 280 番 の 13 及 び 280 番 の 15
- 5 申 請 者 の 氏 名  
津 久 見 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 鷺 原 浩

## 横 浜 市 公 告 第 403 号

## 道 路 法 に 基 づ く 物 件 の 除 却

次 の 物 件 は 、 道 路 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ) 第 32 条 第 1 項 及 び 第 43 条 の 規 定 に 違 反 し て 横 浜 市 の 管 理 す る 道 路 に 設 置 さ れ て い る の で 、 令 和 3 年 7 月 9 日 ま で に 除 却 し な け れ ば な ら ない 。

こ の 期 限 ま で に 当 該 物 件 の 除 却 を 行 わ ない と き は 、 同 法 第 71 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 道 路 管 理 者 が 当 該 物 件 を 除 却 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 物 件 の 所 在 地  
神 奈 川 区 栄 町 23 番 地 の 17 先
- 2 物 件 の 概 要  
店 舗

---

達

---

達 第 20 号

庁 中 一 般

横 浜 市 請 負 工 事 検 査 事 務 取 扱 規 程 ( 昭 和 41 年 3 月 達 第 5 号 ) の 一  
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 4 条 第 2 項 中 「 出 来 形 部 分 検 査 申 請 書 」 の 次 に 「 ( 以 下 「 完 成  
届 等 」 と い う 。 ) 」 を 、 「 こ れ を 検 査 主 幹 に 送 付 し な け れ ば な ら な  
い 。 」 の 次 に 「 た だ し 、 総 括 監 督 員 は 、 工 事 の 完 成 等 の 時 期 が 明 確  
に な っ た 場 合 、 請 負 人 か ら 完 成 届 等 が 提 出 さ れ る 前 に 、 検 査 の 依 頼  
に 係 る 書 面 を 作 成 し 、 こ れ を 検 査 主 幹 に 送 付 す る こ と が で き る 。 」  
を 加 え る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 3 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 21 号

庁 中 一 般

横 浜 市 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 検 査 事 務 取 扱 規 程 （ 平 成 20 年 11 月 達 第 33 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 5 条 第 2 項 中 「 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 完 了 又 は 履 行 済 部 分 検 査 申 請 書 」 の 次 に 「 （ 以 下 「 完 了 届 等 」 と い う 。 ） 」 を 、 「 こ れ を 検 査 主 幹 に 送 付 し な け れ ば な ら ない 。 」 の 次 に 「 た だ し 、 総 括 監 督 員 は 、 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 の 完 了 等 の 時 期 が 明 確 に な っ た 場 合 、 契 約 の 相 手 方 か ら 完 了 届 等 が 提 出 さ れ る 前 に 、 検 査 の 依 頼 に 係 る 書 面 を 作 成 し 、 こ れ を 検 査 主 幹 に 送 付 す る こ と が で き る 。 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 3 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 達 第 22 号

庁 中 一 般

横 浜 市 委 託 工 事 検 査 事 務 等 取 扱 の 特 例 を 定 め る 規 程 ( 平 成 22 年 3 月 達 第 3 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 11 条 第 2 項 中 「 委 託 工 事 の 全 部 又 は 一 部 の 完 了 報 告 」 の 次 に 「 ( 以 下 「 完 了 届 等 」 と い う 。 ) 」 を 、 「 こ れ を 検 査 主 幹 に 送 付 し な け れ ば な ら ない 。 」 の 次 に 「 た だ し 、 総 括 監 理 員 は 、 委 託 工 事 の 完 了 等 の 時 期 が 明 確 に な っ た 場 合 、 契 約 の 相 手 方 か ら 完 了 届 等 が 提 出 さ れ る 前 に 、 検 査 の 依 頼 に 係 る 書 面 を 作 成 し 、 こ れ を 検 査 主 幹 に 送 付 す る こ と が で き る 。 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 3 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。



## 区 告 示

金 沢 区 告 示 第 12 号 （ 令 和 3 年 6 月 8 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 阿 王 ケ 台 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
。

令 和 3 年 6 月 8 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	木 下 建 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 29 番 24 号	深 井 仁 美 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 34 番 15 号

泉区告示第11号（令和3年6月8日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、宮の台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月8日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	平井 始 泉区中田北三丁目39 番3号	齋藤 猛 泉区中田北三丁目52 番9号

鶴見区告示第9号（令和3年6月10日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、菅沢町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月10日

横 浜 市 鶴 見 区 長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	鶴見区菅沢町全域、市場大和町1番32号並びに栄町通4丁目49番地の1から5まで、49番地の11、49番地の12、49番地の24、49番地の26、49番地の27、49番地の30、49番地の31及び50番地の1	鶴見区菅沢町全域、市場大和町1番32号並びに栄町通4丁目49番地の2から5まで、49番地の11、49番地の12、49番地の24、49番地の26、49番地の27、49番地の30、49番地の31及び50番地の1

南区告示第7号（令和3年6月14日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南吉田町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月14日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小川恵三 南区南吉田町2丁目 17番地	渡邊尚 南区南吉田町2丁目 17番地

南区告示第8号（令和3年6月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、蒔田第二町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月14日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	高 橋 修	島 田 秀 世
及び住所	南区蒔田町 866 番地	南区蒔田町 863 番地

神奈川区告示第2号（令和3年6月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、浦島町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月17日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	加藤 勇 治 神奈川区浦島町 373 番地	上田 和 民 神奈川区浦島町 367 番地の36

神奈川区告示第3号（令和3年6月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、大口仲町第二親和会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月17日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	老 川 友 昭 神奈川区大口仲町8 番地の3	蜂 谷 守 神奈川区大口仲町11 番地の9

神奈川区告示第5号（令和3年6月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、高島台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月17日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
区域	神奈川区高島台全域のうち、コンフォール高島台住宅、三菱重工高島台アパートを除く	神奈川区高島台1番地から23番地まで及び25番地から27番地までの区域



磯子区告示第14号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	阿 部 照 義 磯子区田中一丁目1 番14号	小 林 潤 一 磯子区田中一丁目3 番18号

磯子区告示第15号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	小 林 潤 一 磯子区田中一丁目3 番18号	伊 藤 和 宏 磯子区田中一丁目8 番5号

磯子区告示第16号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	伊 藤 和 宏 磯子区田中一丁目8 番5号	園 田 祐 二 磯子区田中一丁目5 番8号

磯子区告示第17号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	園 田 祐 二 磯子区田中一丁目5 番8号	望 月 恵 智 子 磯子区栗木一丁目4 番21号

磯子区告示第18号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	望 月 恵 智 子 磯子区栗木一丁目4 番 21 号	岡 田 淑 子 磯子区田中一丁目1 番 23 号

磯子区告示第19号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	岡 田 淑 子 磯子区田中一丁目1 番23号	片 山 晋 磯子区栗木一丁目14 番3号

磯子区告示第20号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	片 山 晋 磯子区栗木一丁目14 番3号	池 野 厚 子 磯子区田中一丁目2 番6号

磯子区告示第21号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、杉田南部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 憲 一 磯子区杉田五丁目21 番35号	嶋 田 丈 巳 磯子区杉田五丁目24 番74号



磯子区告示第22号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、杉田南部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	磯子区杉田四丁目1番から5番及び杉田五丁目1番から32番並びに新杉田町7番地の区域	磯子区杉田四丁目1番から5番まで及び杉田五丁目1番から32番まで並びに新杉田町7番地及び8番地の区域

磯子区告示第23号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	高 橋 昭 夫 磯子区下町7番20号	高 橋 徹 磯子区下町9番9号

磯子区告示第24号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	高 橋 徹	高 橋 資 卓
及び住所	磯子区下町9番9号	磯子区下町12番17号

栄区告示第1号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、笠間通り町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	平 井 薫 栄区笠間五丁目39番 17号	村 松 弘 一 栄区笠間五丁目28番 38号

栄区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	名 取 直 幸 栄区笠間五丁目18番 5号	伊 藤 明 彦 栄区笠間五丁目9番 12号

栄区告示第3号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、小菅ヶ谷睦会町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	江 間 弘 和 栄区小菅ヶ谷二丁目 30番20号	三 田 勲 栄区小菅ヶ谷二丁目 39番21号

栄区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、朝日平和台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	興 石 稔 栄区公田町 453 番地 の 14	町 田 登 栄区公田町 415 番地 の 9

栄区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、湘南ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	上 山 由美子 栄区公田町 931 番地 の 125	山 岸 隆 夫 栄区公田町 971 番地 の 61



栄区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、桂台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山崎正之 栄区桂台西一丁目23 番1号	鈴木洋平 栄区公田町839番地 の17

---

区 公 告

---

神奈川県公告第 101 号（令和 3 年 6 月 10 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 3 年 6 月 10 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
横 28 - 17 浜 横 浜	令 和 2 年 10 月 4 日

神奈川県公告第 102 号（令和 3 年 6 月 10 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 3 年 6 月 10 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
横 28 - 21 浜 横浜	令和 2 年 10 月 13 日

金沢区公告第40号（令和3年6月14日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和3年6月14日

横浜市金沢区長 永井京子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 3 - 17 浜 横浜	令和3年6月7日

## 鶴見区公告第81号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市鶴見区長 森 健 二

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市鶴見区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 神奈川県公告第107号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市神奈川区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 西区公告第80号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市西区長 寺岡洋志

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市西区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 中 区 公 告 第 145 号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市中区長 直 井 ユカリ

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市中区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。



## 南区公告第100号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市南区長 松山弘子

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 港南区公告第310号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市港南区長 栗原敏也

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 保土ヶ谷区公告第72号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 旭区公告第73号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市旭区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 磯子区公告第74号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市磯子区長 猪 俣 宏 幸

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市磯子区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 金 沢 区 公 告 第 36 号

## 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 の 更 新

国 民 健 康 保 険 法 施 行 規 則 （ 昭 和 33 年 厚 生 省 令 第 53 号 ） 第 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 及 び 国 民 健 康 保 険 退 職 被 保 険 者 証 （ 以 下 「 被 保 険 者 証 」 と い う 。 ） の 更 新 を 行 う 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

## 1 更 新 の 時 期

令 和 3 年 7 月 2 日 か ら 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で

## 2 更 新 の 対 象

有 効 期 限 が 令 和 3 年 7 月 31 日 で あ る 被 保 険 者 証 を 更 新 の 対 象 と す る 。

## 3 更 新 の 方 法

新 た な 被 保 険 者 証 を 令 和 3 年 7 月 2 日 か ら 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で の 間 に 各 被 保 険 者 の 属 す る 世 帯 の 世 帯 主 に 郵 送 し 、 又 は 横 浜 市 金 沢 区 役 所 福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課 に お い て 交 付 す る 。

## 港北区公告第84号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市港北区長 鵜澤 聡 明

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港北区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 緑区公告第38号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市緑区長 岡田 展 生

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市緑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。



## 青 葉 区 公 告 第 67 号

## 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 の 更 新

国 民 健 康 保 険 法 施 行 規 則 （ 昭 和 33 年 厚 生 省 令 第 53 号 ） 第 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 及 び 国 民 健 康 保 険 退 職 被 保 険 者 証 （ 以 下 「 被 保 険 者 証 」 と い う 。 ） の 更 新 を 行 う 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

## 1 更 新 の 時 期

令 和 3 年 7 月 2 日 か ら 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で

## 2 更 新 の 対 象

有 効 期 限 が 令 和 3 年 7 月 31 日 で あ る 被 保 険 者 証 を 更 新 の 対 象 と す る 。

## 3 更 新 の 方 法

新 た な 被 保 険 者 証 を 令 和 3 年 7 月 2 日 か ら 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で の 間 に 各 被 保 険 者 の 属 す る 世 帯 の 世 帯 主 に 郵 送 し 、 又 は 横 浜 市 青 葉 区 役 所 福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課 に お い て 交 付 す る 。

## 都 筑 区 公 告 第 34 号

## 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 の 更 新

国 民 健 康 保 険 法 施 行 規 則 （ 昭 和 33 年 厚 生 省 令 第 53 号 ） 第 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 及 び 国 民 健 康 保 険 退 職 被 保 険 者 証 （ 以 下 「 被 保 険 者 証 」 と い う 。 ） の 更 新 を 行 う 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 藤 友 也

## 1 更 新 の 時 期

令 和 3 年 7 月 2 日 か ら 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で

## 2 更 新 の 対 象

有 効 期 限 が 令 和 3 年 7 月 31 日 で あ る 被 保 険 者 証 を 更 新 の 対 象 と す る 。

## 3 更 新 の 方 法

新 た な 被 保 険 者 証 を 令 和 3 年 7 月 2 日 か ら 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で の 間 に 各 被 保 険 者 の 属 す る 世 帯 の 世 帯 主 に 郵 送 し 、 又 は 横 浜 市 都 筑 区 役 所 福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課 に お い て 交 付 す る 。

## 戸 塚 区 公 告 第 47 号

## 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 の 更 新

国 民 健 康 保 険 法 施 行 規 則 ( 昭 和 33 年 厚 生 省 令 第 53 号 ) 第 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 及 び 国 民 健 康 保 険 退 職 被 保 険 者 証 ( 以 下 「 被 保 険 者 証 」 と い う 。 ) の 更 新 を 行 う 。

令 和 3 年 6 月 25 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

## 1 更 新 の 時 期

令 和 3 年 7 月 2 日 から 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で

## 2 更 新 の 対 象

有 効 期 限 が 令 和 3 年 7 月 31 日 で あ る 被 保 険 者 証 を 更 新 の 対 象 と す る 。

## 3 更 新 の 方 法

新 た な 被 保 険 者 証 を 令 和 3 年 7 月 2 日 から 令 和 3 年 7 月 31 日 ま で の 間 に 各 被 保 険 者 の 属 す る 世 帯 の 世 帯 主 に 郵 送 し 、 又 は 横 浜 市 戸 塚 区 役 所 福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課 に お い て 交 付 す る 。

栄区公告第36号

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区セン  
 ターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田

学

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
西区桜木町 6丁目31番 地	横浜市福祉サービス 協会・さかえ区民活 動支援協会グループ 代表者 社会福祉法人横浜市 福祉サービス協会 理事長 坂本 連	横浜市本郷台駅前地域 ケアプラザ及び地区セ ンター再整備等事業に より再整備する横浜市 本郷地区センターの供 用開始の日から令和8 年3月31日まで

## 栄区公告第37号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市栄区長 富士田 学

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市栄区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 泉区公告第60号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市泉区長 深川 敦子

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市泉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

## 瀬谷区公告第37号

## 国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和3年6月25日

横浜市瀬谷区長 植木 八千代

## 1 更新の時期

令和3年7月2日から令和3年7月31日まで

## 2 更新の対象

有効期限が令和3年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

## 3 更新の方法

新たな被保険者証を令和3年7月2日から令和3年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

瀬谷区公告第39号

横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和3年6月25日

横浜市瀬谷区長 植木 八千代

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
西区岡野二丁目6番6号	神奈川共立・ハリマ ビステム共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 森 山 英 明	令和4年3月1日から 令和9年3月31日まで



区選挙管理委員会

港北区選挙管理委員会告示第1号

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（平成6年12月港北区選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月25日

横浜市港北区選挙管理委員会

委員長 片川 健 治

表第4投票区、第7投票区、第14投票区、第25投票区、第26投票区、第36投票区、第37投票区及び第39投票区の項を次のように改める。

第4投票区	篠原東一丁目1番、4番、5番、8番以降、仲手原二丁目2番から43番まで、篠原西町14番以降、篠原町1番地から955番地まで、1,084番地、1,092番地から1,112番地まで、1,115番地、1,116番地
第7投票区	篠原町956番地から1,059番地まで、1,064番地から1,083番地まで、1,085番地から1,088番地まで、1,091番地、1,268番地から3,069番地まで、3,123番地から3,129番地まで、3,134番地以降
第14投票区	新羽町1番地から1,658番地まで、1,687番地から1,737番地まで、2,180番地、2,182番地から2,306番地まで、2,311番地から2,313番地まで、2,316番地から2,341番地まで、2,370番地、2,392番地から2,399番地まで、2,409番地、2,416番地から2,419番地まで、2,420番地（ただし、2,420番地の3を除く。）、2,432番地から2,460番地まで、2,570番地から2,587番地まで、2,590番地から2,601番地まで、2,629番地、2,663番地、2,678番地から3,095番地まで、4,087番地から4,149番地まで、北新横浜一丁目、北新横浜二丁目
第25投票区	綱島西四丁目8番以降、綱島西五丁目、綱島台15番から21番まで、高田東一丁目1番から11番まで、20番から37番まで、高田東四丁目1番から16番まで
第26投票区	箕輪町三丁目、綱島西六丁目、綱島台22番以降、

	網島東四丁目1番1号から1番20号まで、1番41号から2番まで、日吉本町四丁目1番から7番まで
第36投票区	新羽町 1,659番地から1,686番地まで、1,738番地から2,179番地まで、2,181番地、2,307番地から2,310番地まで、2,314番地、2,315番地、2,342番地から2,369番地まで、2,371番地から2,391番地まで、2,400番地から2,408番地まで、2,410番地から2,415番地まで、2,420番地の3、2,421番地から2,431番地まで、2,461番地から2,569番地まで、2,588番地、2,589番地、2,602番地から2,628番地まで、2,630番地から2,662番地まで、2,664番地から2,677番地まで、3,096番地から4,086番地まで、4,150番地以降、新吉田町 3,099番地から3,520番地まで、3,578番地から3,631番地まで、5,340番地以降、新吉田東七丁目19番15号、26番から28番まで、新吉田東八丁目1番から9番27号まで、10番から55番まで
第37投票区	新吉田東一丁目63番、79番以降、新吉田東三丁目33番から46番まで、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目54番から82番まで、新吉田東六丁目21番から61番まで、新吉田東七丁目3番から25番まで（ただし、19番15号を除く。）、新吉田東八丁目9番28号以降
第39投票区	新吉田町 1番地から607番地まで、3,521番地から3,577番地まで、3,632番地から5,339番地まで、新吉田東三丁目1番から32番まで、高田西一丁目

正誤

令和3年号外第3 7ページ中

「

温暖化 対策統 統本部		企画調整部	調整課、プロジェクト 推進課、SDGs未来 都市推進課
-------------------	--	-------	-----------------------------------

」

は

「

温暖化 対策統 括本部		企画調整部	調整課、プロジェクト 推進課、SDGs未来 都市推進課
-------------------	--	-------	-----------------------------------

」

の、

「

温暖化 対策統 統本部		企画調整部	調整課、プロジェクト 推進課、SDGs未来 都市推進課
デジタル統括 本部		企画調整部	企画調整課

」

は

「

温暖化 対策統 括本部		企画調整部	調整課、プロジェクト 推進課、SDGs未来 都市推進課
デジタル統括 本部		企画調整部	企画調整課

」

の誤り。

令和3年定期第70号57ページの表中

「

変更前
会の区域は、横浜市 金沢区高舟台一丁目 (高舟台一丁目1番

8号、9号、一丁目 16番31号から33号は 除く)、二丁目、大 道一丁目81番13号か ら33号、釜利谷南二 丁目32番1号、釜利 谷南二丁目50番18号 から22号及び釜利谷 南二丁目57番1号か ら11号とする。
--

」

は  
「

変 更 前
会の区域は、横浜市 金沢区高舟台1丁目 (高舟台1丁目1番 地8号、9号、1丁 目16番地31号から33 号は除く)、2丁目 、大道1丁目81番13 号から33号、釜利谷 南2丁目32番1号、 釜利谷南2丁目50番 18号から22号及び釜 利谷南2丁目57番1 号から11号とする。

」

の誤り。